

事務連絡
令和2年4月16日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルスに感染した妊産婦等に係る今後の医療提供体制
に関する報告依頼について

「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染防止拡大策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月1日付け事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について（その7）」（令和2年3月19日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に対応したがん患者・透析患者・障害児者・妊産婦・小児に係る医療提供体制について」（令和2年4月14日付け事務連絡）において、患者数が大幅に増えた時に備えた各地域の周産期医療提供体制の整備を進めていただくようお願いしたところですが、これらでお示しした事項について、下記とおり、検討状況を御報告いただくようお願いいたします。

なお、報告事項等は、今後の状況に応じて変更する可能性がありますので、御了承ください。

記

1 報告事項

- ① 新型コロナウイルスに感染した妊産婦の受け入れ医療機関の名称等
- ② 一般の医療機関において新型コロナウイルス感染症が疑われる方の外来診療を行うこととする場合において、外来診療を原則として行わないこととする産科医療機関の名称

- ③ 新型コロナウイルスに感染した母体搬送、新生児搬送等における搬送手段（入院時及び医療機関感の搬送等）
- ④ 医療機関（産科病棟・新生児室・NICU・GCU等）に勤務している医療従事者が新型コロナウイルスに感染し、当該医療機関が診療を継続することが困難になったことを想定した、医療従事者（産婦人科医師、新生児科医師、助産師、看護師等）の確保手段の検討状況
- ⑤ 都道府県調整本部等における周産期医療の専門家（災害時小児周産期リエゾン等）の配置の有無

※ 詳細は報告様式に従って御報告ください。

2 報告方法

別添の Excel ファイルの報告様式に従って御記入の上、以下のメールアドレスまでファイルを添付し、御提出ください。

メールアドレス：corona-iryoku@mhlw.go.jp

3 報告時期

第1回：4月16日（木）時点の検討状況を、4月17日（金）17時までに報告

第2回：4月23日（木）時点の検討状況を、4月24日（金）17時までに報告

第3回目以降については追って連絡します。

4 報告に当たっての留意事項

- 都道府県内の保健所を設置する市及び特別区の状況も含めて、都道府県がまとめて報告を行うこと。
- 報告時点で各報告事項についての結論が出ていない場合は、それぞれの検討状況を報告すること。
- 報告いただいたものを元に、各都道府県における取組状況について、厚生労働省から公表することが考えられること（医療機関名等の個別の情報は除く。）。

5 照会先

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 医療体制班

代表 03-5253-1111（内線：8223）

直通 03-3595-3205